



平成 29 年 2 月 28 日

各 位

会 社 名 **トランコム株式会社**
コード番号 9058 (東証・名証第1部)
代 表 者 代表取締役 社長執行役員 恒川 穰
問 合 せ 先 執行役員 管理グループ担当 岩尾 徹
T E L 052-939-2011

株式給付信託（J-E S O P）への追加拠出に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 2 月 27 日開催の取締役会において、「株式給付信託（J-E S O P）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定されている信託を「本信託」といいます。）に対し、金銭を追加拠出することにつき決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

また、当社は現在保有する自己株式581,057株（平成28年9月30日現在）のうち6,800株を一株当たり5,670円、総額38,556千円で資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）へ一括して処分することを同時に決議いたしました。

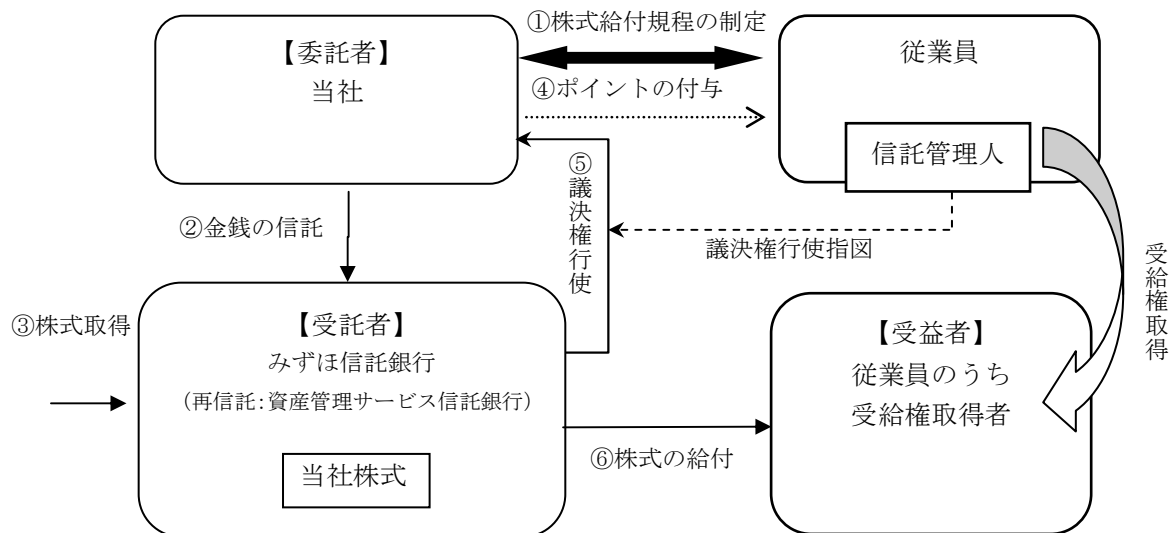
記

1. 本制度の概要及び目的

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、平成 24 年 12 月 25 日開催の取締役会において、当社の業績と株式価値との連動性をより明確にし、株主の皆様と価値共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、本制度の導入を決議しております。本制度の概要につきましては、平成 24 年 12 月 25 日付の「株式給付信託（J-E S O P）の導入に関するお知らせ」及び平成 25 年 4 月 26 日付の「株式給付信託（J-E S O P）の導入（詳細決定）に関するお知らせ」をご参照ください。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）（以下、「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。
- ④ 当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、「ポイント」を付与します。
- ⑤ 信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。
- ⑥ 従業員は、受給権取得後に信託銀行から累積した「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。

2. 追加拠出の理由

当社では、本制度を継続しており、交付すべき株式数の増加が見込まれることから、主としてその取得資金を本信託に確保するために、金銭を追加拠出することといたしました。

3. 追加信託の概要

- | | |
|----------------|--|
| (1) 信託の種類 | 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| (2) 信託の目的 | 株式給付規程に基づき当社株式等の財産を受益者に給付すること |
| (3) 委託者 | 当社 |
| (4) 受託者 | みずほ信託銀行株式会社
みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結しており、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者です。 |
| (5) 受益者 | 株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者 |
| (6) 追加信託日 | 平成 29 年 3 月 17 日（予定） |
| (7) 追加信託金額 | 38,556 千円（予定） |
| (8) 信託による株式取得日 | 平成 29 年 3 月 17 日（予定） |
| (9) 株式取得方法 | 第三者割当による自己株式の処分により当社株式を取得する予定です。 |

以上